

赤い羽根共同募金にご協力お願いします



10月1日より赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まります。
共同募金は社会福祉法に位置付けられた募金活動で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町をよくするしくみ」として取り組まれています。

市民の皆様には毎年、あたたかいご協力をいただき、武蔵野市の地域福祉の推進に重要な役割を担っていただいております。

地域の助け合いの精神のもと、ご協力をよろしくお願いします。

【募金方法】

募金箱設置期間中(10月1日～10月31日)に募金箱を設置している施設(※)で募金をお願いします

※募金箱設置施設:

- ★市役所1F案内、★各市政センター、
- ★武蔵野市民社会福祉協議会、各コミュニティセンター(けやき、桜堤、緑町を除く)、商工会議所、
- ★高齢者総合センター、★障害者総合センター、中央地区商店連合会事務所(むチューくん銅像下ポスト)

※領収書の発行を希望される方は★のついた施設で募金をお願いします



長年にわたり戸別募金にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。
今年度から、主に上記の方法にて募金活動を行います。引き続きご協力お願いいたします。

募金箱設置期間外でも、市役所地域支援課や各種イベントで募金の受付を行っています。

【問い合わせ】東京都共同募金会武蔵野地区協力会 武蔵野市役所地域支援課
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 Tel:0422-60-1941 FAX:0422-51-9218

皆様からの募金は、地域福祉の推進のために活用されています

■ 地域のために

● 地域福祉活動支援



■ 子どものために

● 保育所で使用する避難車



以上のほかにも、共同募金は地域福祉を進める大切な財源として、地域福祉の充実に活用されています。

共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があります。(領収書が必要となります)

■ 個人の寄付

寄付される額が2,000円を超える場合、所得税の「所得控除」または「税額控除」及び個人住民税の「税額控除」の対象となります。

【所得税】

所得控除額 = 寄付金額 (年間所得の40%を限度とする額) - 2,000円

税額控除額 = (税額控除対象寄付金額 - 2,000円) × 40%

【個人住民税】

税額控除額 = {寄付金額 (年間所得の30%を限度とする額) - 2,000円} × 10%

■ 法人の寄付

全額損金になります

領収書が必要な方は、市役所地域支援課、各市政センター、武蔵野市民社会福祉協議会、高齢者総合センター、障害者総合センターで募金をお願いします。

【武蔵野市における共同募金活動の経緯とこれからの対応】

これまで武蔵野市では、長年にわたり10月の赤い羽根共同募金は赤十字奉仕団、12月の歳末たすけあい募金は民生児童委員協議会を中心に戸別訪問活動によって募金活動を進めていただいております。

事業開始から70年以上が経ち、社会が大きく変化するなかで、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、共同募金は現在も重要な位置づけで実施されています。しかしながら、集合住宅の増加や住宅のセキュリティ強化、募金に対する市民意識の変化などを背景に、戸別訪問活動は年々難しくなっており、昨年度の「武蔵野市共同募金事業あり方検討会」での検討結果を受け、今年度は市内各所に募金箱を設置して募金をつのることとしました(募金箱設置場所は表面参照)。また、封筒による募金も一部試行実施することとします。

「じぶんの町を良くするしくみ」として、今年度も共同募金へのご協力をよろしくお願いいたします。

※集合住宅や個人で募金の取りまとめにご協力頂ける方は、武蔵野市役所地域支援課(0422-60-1941)までご連絡ください。

【地区協会の構成団体】(令和元年10月1日現在)

武蔵野市赤十字奉仕団、武蔵野市民生児童委員協議会、吉祥寺南地域福祉活動推進協議会、西久保地域福祉活動推進協議会、境南地域福祉活動推進協議会、千川地域福祉活動推進協議会、吉祥寺東部地域福祉活動推進協議会、関前地域福祉活動推進協議会、桜野地域福祉活動推進協議会、四小地区地域福祉活動推進協議会、境地域福祉活動推進協議会、大野田地域福祉活動推進協議会、御殿山地域福祉活動推進協議会、吉祥寺西部地域福祉活動推進協議会、中央地域福祉活動推進協議会、武蔵野市コミュニティ研究連絡会、武蔵野商工会議所、武蔵野市商店会連合会、武蔵野千川福祉会、多摩信用金庫、武蔵野市民社会福祉協議会、武蔵野市